平成３０年（フ）第１６６３号
東京都中野区本町４丁目39―13―101
破産者　中山　雅之
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６７３号
東京都北区浮間２丁目10―27
破産者　柴　　太郎（旧姓植杉）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７０９号
千葉県千葉市美浜区打瀬１丁目９　パティオス９番街405号、申立時の住所東京都江東区有明１丁目４―11―437
破産者　安川　貴之
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２８号
東京都葛飾区白鳥２丁目８―12
破産者　柳沢　洋一
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７４３号
東京都大田区北馬込２丁目52―12　ジュネス21　202
破産者　酒匂友里恵
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７５５号
東京都台東区浅草６丁目37―３―603
破産者　柳沢　崇史
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市片島町1073番１
破産者　株式会社別府運送店
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目11番15号　金田アパート２階
破産者　有限会社ホワイト
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
栃木県鹿沼市緑町３丁目１番30号　グリーンガーデンＢ
破産者　三田村　隆
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２２号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目16番17号　パインハウスⅠ―104号、前住所栃木県宇都宮市北若松原２丁目11番12号
破産者　大出　勝重
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市北若松原２丁目11番12号
破産者　有限会社伸和サービス社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９５号
栃木県宇都宮市駒生町832番地29　レジデンス中村407
破産者　藤井精一郎
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８０号
栃木県鹿沼市蓬莱町1010番地
破産者　ベーカリーやまさんこと　山野井　清
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４９号
栃木県宇都宮市陽南３丁目７番21号
破産者　磯田ゆたか
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５５号
栃木県宇都宮市桜４丁目５番６号
破産者　株式会社Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市松原２丁目２番40号
破産者　株式会社ＡＲＩＡ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５７号
栃木県宇都宮市鶴田町29番地91
破産者　安藤　　謙
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９号
栃木県足利市朝倉町264番地
破産者　足利市総合会館食堂株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１０６号
栃木県足利市南大町339番地１
破産者　有限会社シグニ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４４４８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷１丁目28番８号
破産者　株式会社アセットナイン（旧商号株式会社デュラス）
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部